

<p>境への負荷の低減) 第 141 条の 4 第 1 項の適用を受ける建築物は、その規定における建築物環境配慮計画の届出において、「CASBEE 横浜」での評価値が A ランク以上とすること。(施設の特性により A ランクとならない場合にあっても B+ランク以上とすること。)</p> <p>(ウ) 非住宅の建築物については運用時のエネルギー低減につながる取組を行うもの。</p>	<p>境への負荷の低減) 第 141 条の 4 第 1 項の適用を受ける建築物は、その規定における建築物環境配慮計画の届出において、「CASBEE 横浜」での評価値が A ランク以上とすること。(施設の特性により A ランクとならない場合にあっても B+ランク以上とすること。)</p> <p>(ウ) 非住宅の建築物については運用時のエネルギー低減につながる取組を行うもの。</p>
<p>4 転用の防止 (第 1 号省略)</p> <p>(2) 維持管理</p> <p>建築主等は、当該設備に供する部分を適正に維持管理しなければならない。また、当該物件を第三者に売買、譲渡又は賃貸する場合には、売買契約書(又は賃貸契約書)、重要事項説明書、管理規約等に、当該部分が容積率緩和の対象となっていること及び他の用途への転用ができない旨を明記すること。</p> <p>当該設備の入れ替えの際は、許可の対象施設となる設備を選定すること。また、その旨の誓約書を様式 1 により、許可申請時に市長宛てに提出するものとする。</p>	<p>4 転用の防止 (第 1 号省略)</p> <p>(2) 維持管理</p> <p>建築主等は、当該設備に供する部分を適正に維持管理しなければならない。また、当該物件を第三者に売買、譲渡又は賃貸する場合には、売買契約書(又は賃貸契約書)、重要事項説明書、管理規約等に、当該部分が容積率緩和の対象となっていること及び他の用途への転用ができない旨を明記すること。</p> <p>当該設備の入れ替えの際は、許可の対象施設となる設備を選定すること。_____ _____</p>

様式 1

維持管理に関する誓約書

年 月 日

横浜市長あて

申請者

住所

氏名

私は、建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づき容積率の許可

を受け設置した設備を、適正に維持・管理することを誓約いたします。

当該設備の入れ替えの際は、許可の対象施設となる設備を選定します。

なお、当該許可を受けた敷地及び建築物の、全部又は一部を他に譲渡、

貸与する場合もこの誓約書に基づく誓約事項を承継いたします。

(削除)

附則（施行期日）

この基準は平成19年4月1日から実施する。

改正

この基準は平成21年1月13日から実施する。

この基準は平成28年5月1日から実施する。

この基準は令和元年8月26日から実施する。

この基準は令和3年3月1日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成19年4月1日から実施する。

改正

この基準は平成21年1月13日から実施する。

この基準は平成28年5月1日から実施する。

この基準は令和元年8月26日から実施する。

この基準は令和3年3月1日から実施する。

この基準は令和4年〇月〇日から実施する。